

どうなる番号強制？ 年末調整・確定申告・金融機関の手続き

I、はじめに

制度廃止を求めため、違憲訴訟に続いて「カードの見える化」の廃止を求めよう。

現状 1、マイナンバーカードの申請者激減、一年でわずか9%強 政府目標 2019年オリンピックの前年までに8700万人 オリンピック観戦にカード提示義務付け？

原因 国民の関心度の低下 漠然としたカードへの不安 もって役に立たない→政府の目論見、大幅にはずれる

静岡市のカード発行枚数(9月末日) 申請数 65,834件/712,000人=9.2%

交付実施済(8月末)43,492件 6.1% 2月 47,4193件 3月 5,305件 4月 5,005件
5月 2,135件 6月 1,634件 7月 1,315件
8月 1,413件 9月 1,508件

2、運動側の力不足 戦争法、沖縄問題の盛り上がりに対して、関心度きわめて低い

3、政府側 事業者番号収集を義務付けるも、制度の周知ほとんどせず、結果として事業者側と従業員側の軋轢激増

金融機関、証券会社、生保、損保の現場での混乱多発

4、健保、年金では、番号はJ-LISから一括取得、市民に提供を求めるのは、税関係のみ=制度の本質を露呈

5、2018年1月から 銀行口座への任意附番はスタートするのか。

II、金融機関、証券会社、生保会社、損保会社へ質問状を送付

① 一般社団法人全国銀行協会への質問状 (2016.9.12)

質問の骨子

1、同協会のホームページによると、27年12月以前からの投資信託などの取引の顧客についてもマイナンバーの提示が必要と書かれている。銀行、信用金庫等では、番号法成立以前からのマル優顧客からも、提示を求めるところもある。一方三菱UFJでは28年1月以降の「新規・異動」に提供を求めている。過度なマイナンバー収集で、2018年からの預金口座への任意附番の準備ではないか。

2、利子等の支払調書や配当余剰金の分配の支払調書等の20項目について、3年間の番号記載についての猶予期間がある(国税庁)。全国の金融機関に周知しているか。微小の利子所得者からも番号を収集するのか。証券業協会にも質問。

3、番号カードを取得した人は9%程度。番号提示と、本人確認証明ができない顧客に対する対応はどうしているか。

- 4、番号提示が無くても、各種の申し込み、契約はできるのではないか。番号提示なしでも、満期金の受け取りできると思うが、対応の実態を明らかにされたい。
- 5、銀行法の改正で、架空預金はほぼ一掃されている。マイナンバー把握によって、どの程度精度が上がると考えているか。
- 6、マル優対象者は、寡婦、寡夫、障がい者等。厚労省の事務連絡 27.12.28 で番号記載が困難な場合の番号を求めない措置へ言及している。これへの対応は？
- 7、カード申請者の激減、カード発行事務の遅滞、情報連携の延期などの事態が次々発生。口座番号の任意附番は予定通りか。
- 8、提供された番号の管理方法は？
- 9、2021年口座番号附番義務化について 国民の持つ預金口座数 附番に要する期間？ 預金流失の懸念は？附番に要する費用 予算は？政府に財政援助を求めるのか？ 金融機関にとっての附番メリットは？
- 10、セキュリティ対策、番号管理の方策は？

②証券業協会、生保協会、損保協会への質問（銀行協会とダブらない項目）

- 1、新規契約時に必要か。支払時に必要か。保険金（満期、死亡、解約返戻金）100万以上 年金 20 万以上の法定調書に記載とあるが、それ以下の契約には番号記載義務はない。それでも加入者全員に番号を求めるのか。
- 2、番号未提出者には、保険金等を支払わない場合があるのか。
- 3、番号未提出をもって、新規契約を断る場合があるのか。
- 4、株だいたい証券ビジネスとはどういう会社か。

これらの質問状に対し、銀行協会（9.27）証券業協会（9.30）がほんの数行の回答をよこしている。

両社とも、各行、「各社で法に基づき適切に対応している。管理方法についても個人情報保護法のガイドラインに基づき、それぞれで適切に対応している。」

とても回答といえるものではない。この制度に不安を抱いている多くの人々への懇切、丁寧な対応とは言い難い。これでは、各行、各社で研修、準備を重ねたとは思えず、店舗窓口で統一した対応ができていない結果になっているのも頷ける。

③ 金融機関、証券会社、生保、損保業界への私たちの対応

注 用語解説 個人番号利用事務実施者 国税庁、地方自治体、年金機構、ハローワーク、各医療保険者等

個人番号関係事務実施者 事業所、金融機関、証券、生保、損保各社等

- 1、マイナンバー法は、個人番号関係事務実施者への番号記載の義務を法律化しているものであって、**従業員、金融機関利用者、各保険等の契約者に番号提供を義務付けた法律ではない。**

したがって、番号を提供しなくてもなんら問題はない。

また、関係事務実施者にも未提供、未記載で罰則を設けた法の規定にはなっていない。

- 2、上記の関係業界に番号記載を義務付けている内容は、

金融機関	非課税貯蓄申告書（マル優、マル特） <u>利子所得、配当の源泉徴収票</u>
証券会社	<u>特定口座年間取引報告書、非課税口座年間取引報告書（NISA）</u>
生命保険会社	100万円以上の保険金支払時（満期、死亡、解約返戻の支払調書、保険契約者の新規変更（法改正後）調書 20万円以上の個人年金の支払時、支払調書
損保会社	100万以上の保険金、20万以上の個人年金は上記に同じ 損保各社は、保険契約時には番号を求めないと明示している。 その原因は、損保契約時に国税への報告書類がないからである。

いずれも、税務署に提出する書類に関するもののみであり、金融機関等への義務付けは、国税側の必要性によってのみ、決められていることがわかる。

番号制度概要に関するFAQ

Q-3-3 支払金額が、法定調書の提出が必要とされている金額に満たない場合、個人番号の提供を求める事はできません。

この設問を分析する限り、金額が確定しない契約時に番号取得することができないことは明らかである。

文章に下線が引いてある法定調書は、3年間、番号の収集が猶予されている20項目の支払調書の一部である。

④ ㈱だいこう証券ビジネスの業務

日本生命、かんぽ生命以外の生保各社、損保各社、証券会社各社が新たに、番号管理会社㈱だいこう証券ビジネスを設立し、必要時に同社から番号を取得、提出書類に記載する形式を整えた。安全管理措置の統一化を図り、コストの削減を図ったものと思われる。手続き的には、保険支払時に、同社から番号提出の依頼が加入者に文書で送られてくるという仕組みになっている。

⑤ 番号提出の強制、未提出を理由とする契約の解除、または契約無効の通知、保険金の未払いがあれば、いらないネットにすぐ連絡を！

番号未提供をもって、契約が無効にされたり、書類が受理されない事は、私見としてはありえないと考える。

金融機関や証券会社との取引、保険会社、損保会社への保険の加入は、平等に開かれた権利である。少なくとも今の国内での国民間の合意形成はそうになっている。民と民の私的契約であっても、番号未提出を加入や取引の条件にするのは、加入者に不利益を蒙らせることになり、民事上の損害賠償請求事案に該当すると考える。名前、住所、生年月日等（住基4情報）で契約者の本人確定ができる限り、契約は有効となるはずである。もし仮に支払等を拒否された事案が出てきたら、契約有効の仮処分申請で戦うことを進める。

Ⅲ、東京都の職員共済組合、番号はJ-L I Sから取得

後期高齢者広域連合も同じ取り扱いに

① 健康保険関係のマイナンバー収集

2017年1月1日以降、収集を開始。

「東京都の共済組合では、資格を有する組合員、及びその扶養家族の個人番号については、基本4情報をもとに、地方公共団体情報システム機構（J-L I S）から一括取得する予定です。4情報に現状が合致しない人は、変更手続きを速やかにお願ひします。」と通知した。厚労省も事前説明では、健保組合、国保組合、後期高齢者広域連合でもJ-L I Sから一括取得する可能性を示唆している。保険者は平成29年1月末日までに同1月1日時点の全加入者の番号取得が求められているからである。この意義としてJ-LISからの取得は、民間の間での特定個人情報の漏洩が防げ、民・民間で出す、出さないのトラブルが防げる。さらに事業所等での事務が軽減される等

② 静岡市の回答

- 1、**番号取得関係** 静岡市国保、国保組合、県後期高齢者医療保険についての個人番号は、J-LISから一括取得します。
- 2、**メンテナンス関係** 国保、後期高齢者関係は、リース契約守秘義務を課し、保守契約している。ハードディスクには番号情報は搭載していない。
- 3、J-LISが**富士通等へ損害賠償請求**している件で、静岡市へ損害額の算定の依頼はありません。
- 4、**高齢者の医療還付について** 被保険者が高齢であることに鑑み、負担にならないよう、記載が難しい場合は、記載を求めている。
- 5、**猶予規定の準用について** 国が定める番号収集の猶予規定以外は、適用予定はない。

Ⅳ、年末調整、確定申告に番号記載は？

① 年末調整事務をめぐる諸問題

- 1、零細事業者にも課せられる安全管理措置
- 2、事業所 従業員にカード提示か、通知番号の写し、本人を証明する免許証等の提示を求める→本人確認資料について、事業所により知覚することで本人確認も認めることに。扶養親族の番号は、従業員に番号の信憑性の責任を転嫁。
- 3、事業所が、特定個人情報を安全に管理できないこと、従業員との軋轢を回避したいこと等を理由に、**番号収集をしなくても、罰則なし。もちろん従業員側には番号提示の義務付けはない。**しかし、会社にならまれるのがいやで提供した人も多数いることも事実。運動側の力量不足も顕著。事業所や従業員に国税側は、これらの広報はしていない。
- 4、1月末日までに、税務署に提出すべき法定調書・その後の確定申告について、

国税側は、「番号制度導入直後の混乱を回避する観点などを考慮し、申告書等に個人番号、法人番号の記載が無い場合でも受理することとしています。」「記載の無いことに税法上罰則は設けられておりません。」「従業員から不提供があった場合、その事実関係を記録しておいてください」と回答している。税務署によっては、番号記載の無い申告書類に対し、受理後「問い合わせ」を示唆する署もある。ただ 2017 年から、法改正で、番号記載が不必要な書式も 300 項目ほど増えており、納税者がそれを全て熟知しているとは言いがたい。一方、関係者は熟知しているが、すでに、無申告、不納付などについては細かな規定があり、番号制度に対する建付けとは違いが歴然。番号未記載での不受理は、法を改定しない限り不可能だ。

5、静岡市の給与支払い報告書での回答

質問 番号記載の無い給与支払い報告書は、受理するか、書類不備として返却するか、番号を照会して市の責任で記載するか、番号情報の督促をするか。

回答 記載のお願いをしていく。必要に応じ、照会(J-LIS への)督促を行っていく。不受理の回答はない。(回答を受け取りに行った際の質疑で、市民税課では、照会して附番するか、督促するかは、どの程度の不記載があるかを見届けたいとの印象あり)

6、マイナンバーに関し、日本税理士連合会は、全国社会保険労務士連合会に対し、「月刊社労士」に掲載されたマイナンバーに関する記事に訂正を求めた。

社労士が行うことのできる業務として、年末調整事務を報じた部分に、「年末調整に関する事務は、税理士法第 2 条第 1 項に規定する業務に該当し、社労士が当該業務を行うことは、税理士法第 52 条に違反することとなる」と警告。実際は、社労士が行う、社会保険、雇用保険業務以外に、給与計算を代行している場合が大半で、その延長線上で(ソフトは、給与、年調ソフトとして売られている)年末調整が行われている場合が多い。ただ、社労士が、企業側から依頼を受け、個人番号利用事務実施者となり、従業員の個人番号を扱うと、税理士法違反となる可能性が高く、問題は深刻。企業独自で年末調整を行ったこととする必要が生じる。(税理士法 52 条問題は別掲)

今まで業界で一定の住み分けができていたが、波紋が広がっている。

社労士が年末調整事務を受託したとしても、事業者自身が行ったこととする必要がある。また番号取り扱いの委託契約を結ぶことも「税務代行」に当たり税理士法違反となる。

7、後述するが、マイナンバーをめぐる対税務署問題では、税理士法との関連が問われてくる。申告納税制度の根幹に関わる問題にも発展する可能性が潜在している。事業者自身が当該手続きを行う場合は全く問題が無いことはもちろんだが。

②確定申告をめぐる諸問題

1、確定申告時の税務署の窓口対応

今、わかっていること

本人が税務署に来署して申告する場合

申告書にマイナンバーを記載し、マイナンバーカードを提示し、本人確認を行うこと。通知番号の場合は、その写しと免許証等の本人確認証明の写しを提示する。写真による確認ができない場合は、健康保険証など二種類の本人を証明するものが必要。

番号の無い申告書でも、制度導入直後の混乱を回避する等の理由で受理すると想定される。

但し、税務署から送られてきた申告書の場合（従来の整理番号記載[°]印字申告書）

通知番号の写しのみでよい。過去に税務署が本人確認を行ったものとみなす。

医療費控除、住宅取得控除、譲渡所得等、**毎年**は申告しない人原則どおり。

家族の人が代理で申告書を提出する場合

代理委任状と通知カードの写し、提出者本人を証明する写しの3枚の書類がいる。

税理士等が代理提出する場合

税理士証票、申告書 代理委任状 税理士で番号の信憑性は確認したものと

税理士事務所職員の場合

税理士証票の写し、税理士からの委任状、職員の本人を証明するもの申告書

現在わかっていないこと

昨年までの申告受理方法としてあった、郵送による申告も通知番号の写し本人証明の写しを同封することとされているが、同封の無い場合の受理は？時間外受付はどのような方法で番号確認と、本人証明を行うのか不明。

青色申告会では、申告会が書類を預かり、代理提出することが認められていたが、今年は？＝法によると、職員が番号を見ることになり、個人番号関係事務実施者となる。

確定申告会場窓口での混乱が目に見えるようだ。来年の確定申告の事務扱いの混乱状況が、番号強制＝「問い合わせ」「お尋ね」「事後調査」か、J-LISよりの取得に軸足が移るかが決まっていくのではないかと。

2、国内の確定申告者数

法人 約350万社 うち申告社数 260万社

個人 申告総数 2100万人(医療費控除、住宅取得控除、譲渡を含む)
毎年申告する者 事業所得者 260万人(産業人口としては約600万人)
農業所得者 38万人
不動産・山林 150万人

税理士数(2016. 3. 31)

国家試験合格者	34531人	
試験免除者	26016人	税務署出身者
税務署特別試験	5488人	〃
公認会計士	9004人	(28286人中入会登録したもの)
弁護士	574人	(税理士会に入会登録したもの)
その他	30人	
合計	75643人	

(ちなみにアメリカでは納税ボランティア制度があり、有償無償で、申告の援助あり、かなりの数の申告が受理されている。)

税理士法改正では、かつて幾度も、申告事務等の独占に対し、規制緩和議論が提起されたが、税務署出身者が半数近くおり実現していない。益々税理士界は税務署の下請け化が進んでいる。

青色申告会(1950年設立)

会員数 公称94万人

青色申告会役職員事務必携によると、「マイナンバー(以下個人番号という)は特定個人情報です。青色コーナーの支援活動を行う青色申告会の役職員等(以下{従事者}という)は個人番号を取り扱うことができません。」と申告に必要な個人番号の取り扱いは、税務担当官の指示に従うよう解説されている。会員との番号取り扱いの「委任契約」は行わないだろう。

全国には、マイナンバー制度に批判的で、記載に慎重な業者団体(任意団体)が多くある。税務署がどのような事務取り扱いをするのかを見定めることになる。これらの団体とは別に、国税の傘下にいる団体もある。農協による申告書作成、商工会議所の指導員制度などで申告援助の実態があり、国税当局は下段の税理士法50条を利用している。農協職員のかかなりの数が申告相談に応じており、現在の税務行政に従順な団体が指名されている。実際は、農業のみならず、譲渡、不動産など何でも受け付けているのが実情。ただし本人申告の形式は取っている模様。農協も、マイナンバーを収集、保管すれば関係事務実施者となり、2月を越えて番号を保持すれば税理士法違反となる。

税理士法52条の税理士による無償独占とあわせ、根が深い。

参考 税理士法50条

申告者の便宜を図るため、税理士・または税理士法人以外のものに対し、2月以内の期限に限り、かつ租税を指定して、無報酬で申告書の作成、およびこれに関連する課税標準等の計算に関する事項に

ついて、相談に応ずることを許可することができる。ただし許可を受けることができるものは地方公共団体の職員および公益社団法人または公益財団法人その他政令で定める法人その他の団体の役員または職員に限るものとする。

3、国税当局が認めた団体以外、マイナンバーは扱えない！

①税理士法 52 条問題

税理士法第 2 条

税理士は、他人の求めに応じ、租税、法定外普通税、法定外目的税に関し次に掲げる事務を行うことを業とする。

次に掲げる事務とは、「税務代理」「税務書類の作成」「税務相談」のことを言う。(文面簡略化)

税理士法 52 条

税理士または税理士法人でないものは、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、有償・無償を問わず、税理士業務を行ってはならない。

つまり、税理士の資格を持たないものが、他人の求めに応じて「税務代理」「税務書類の作成」「税務相談」を行ってはならないというもの。これを総称して「無償独占」という言葉で表現されている。

上記で述べた社労士による年末調整書類の作成も、52条違反だというわけだ。

もちろん、線引きが難しい、経営相談、資金繰り、給与額の取り決めなど経営に関連する相談は多岐にわたり、高い税理士報酬を払って、「税務」を依頼することができないので、「一般の税務知識を会得する」「記帳の相談をする」形で経営を存続することはすばらしいこと。事業者の悩みの相談に応ずる組織として、様々な任意団体が存在してきている。

記帳指導をうけ、申告ソフトの共同利用をする、そして事業者が自主申告することは、なんら税理士法違反とはならない。しかし、このような団体が、マイナンバーを収集し、共同利用する申告ソフトに保存、管理することは、税理士法で言う「税務書類の作成」に当たると解釈される。かつ個人番号関係事務実施者となり、番号法でも管理義務を要求されることになる。あくまで納税者である事業者が「番号」をどう扱うかを決定しなければならない。

最後に 民間事業者もその従業員も、カードの「見える化」によって、住基ネットより、はるかに危険な制度にさらされている。預金口座への任意附番、義務化、カードの民間利用に道を進めることを許してはならない。制度の廃止要求が高まることを期待したい。